議案第16号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市下高島第12号1番地1の大福交通有限会社事務所において発生した汚水溢水による物損事故について、損害賠償の額を次のとおり 定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名住所 勝山市下高島第12号1番地1氏名 大福交通有限会社 代表取締役 中村 雅彦

2 事故の概要

令和5年4月27日(木)午後11時頃、高島第1汚水中継ポンプ所マンホール内の汚水が適切に排水されず、マンホール内に汚水が滞留し水位が上昇した。そのため、近隣の大福交通有限会社事務所の排水管に汚水が逆流したことにより、同事務所内に汚水が溢水し、家財等の財物を汚損させたものである。

3 損害賠償の額 金3,476,000円

令和5年6月12日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。